

独立行政法人労働者健康福祉機構  
平成 27 年度業績評価委員会報告書

平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人労働者健康福祉機構  
業績評価委員会

独立行政法人労働者健康福祉機構

業績評価委員

明石 祐二 (社団法人日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹)

大前 和幸 (慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授)

岡本 浩志 (J F E スチール株式会社安全衛生部長)

郡司 典好 (全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)

角田 透 (杏林大学医学部衛生学教授)

◎ 原 正道 (横浜市立大学名誉教授・横浜市医療局参与)

松岡 宏治 (航空連合会長)

松田 晋哉 (産業医科大学医学部公衆衛生学教授)

◎ : 委員長

(50音順 敬称略)

## はじめに

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）における、平成26年度業務実績及び平成27年度における主な課題に対する対応状況の評価並びに平成28年度の運営に向けた意見を求めるため、平成27年6月16日及び12月25日に業績評価委員会（以下「当委員会」という。）を開催したところである。

平成27年度の当委員会報告書は、機構の業務に関して、当委員会における評価又は必要な提言を取りまとめたものであり、本報告書を基に機構の責任において自主的な改善が行われることを期待するものである。

### 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について（平成26年度及び平成27年度上半期実績）

労災病院が持つ臨床研究機能と独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能との一体化によるシナジー効果を最大限発揮できる体制の構築について、検討を行っている。

また、検討体制としては担当者レベルでの打合せ、組織人員、予算施設、研究についてそれぞれにワーキンググループ、法人統合による研究の相乗効果については協議会を設け、統合に向けて検討を進めている。

なお、労災病院と安衛研それぞれが行う研究・試験全体の企画、実施及び普及について調整を行う機能を有するための部門の新設・増強を行っている。また、管理担当部門の職員数の1割を削減することについて、一定の方向性を打ち出している。

内部の業績評価として、内部業績評価要領に基づき、すべての事業及び施設において、決算期及び上半期にバランス・スコアカードを用いた内部業績評価を実施している。また、外部有識者による当委員会を平成26年度は7月と12月、平成27年度は6月と12月の年2回開催し、当委員会の意見を踏まえ、業務運営に反映させている。各事業の業務実績は、ホームページで公表されており、当該サイト内に「当機構の業務実績に対する意見の募集について」のページを設け、国民等から広く意見を聴取する窓口が設けられている。

第3期における労災疾病等に係る医学研究については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について時宜に応じた研究に取り組むため、研究分野を3分野に再編して9テーマを設定し、研究に着手している。さらに、研究体制を見直し、病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、大学教授等の外部有識者である疫学・統計・公衆衛生の専門家を本部研究コーディネーターとして招聘して、研究代表者に対して研究デザインに関する助言、指導を実施している。

また、症例データの収集等連携体制の構築として、研究協力者として多数の大学病院医師等の参画を得ている。

研究の具体的な取組としては、第3期から新たに取り組んでいるテーマのうち、運動器外傷機能再建において、症例データの登録を簡略化するためのアプリケーションソフトの開発を行った。また、外傷性高次脳機能障害においては、リアルタイムファンクショナルMRIまたは光トポグラフィーといった非常に高度な機器を用いた検討を開始している。第1期から継続して研究を実施しているアスベスト関連疾患及びじん肺の研究では、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの依頼を受け、中国人医師向けのじん肺・アスベストの診断技術研修を行うなど、中国人医師の診断技術向上に貢献しているほか、タイ厚生省傘下の研究所からの依頼を受け、タイ人医師等に対してアスベスト関連疾患への取組等の講義を行い、研究成果の普及に努めている。

それらの研究の質を高めるための取組として、招聘した本部研究コーディネーターによる研究デザインに関する助言・指導及び多くの研究に研究協力者として参画していることは高く評価できる。

今後は、研究の評価において国際的な場で公にすることが求められると考えており、腰痛研究においては海外での高い評価を得ていること及び第1期から相当数の英語論文を出されているとのことであるが、英語の論文数を評価の指標に設定することを検討いただきたい。

一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等については、地域の中核的役割を果たすため、特定集中治療室（ICU）等の拡充や、ダヴィンチ（内視鏡手術支援ロボット）等高度医療機器の計画的整備を行っているほか、平成25年度の臨床評価指標はホームページにおいて公表しており、四半期ごとにデータの取りまとめを行い、各労災病院にフィードバックしている。

また、行政機関等への貢献として、国が設置した審議会、委員会及び検討会に参画するとともに、国の要請により労災医療担当者ブロック研修に労災病院の医師を講師として派遣しており、労災認定に係る医学的意見書への取組として、1件当たりの処理日数は平成26年度18.4日、平成27年度上半期16.8日となっている。アスベスト関連疾患については、環境省、厚生労働省の委託事業を種々受託して実施している。

円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の推進については、中期計画に定めた治療と就労の両立支援モデル事業を着実に実施するため、研修会を開催することにより復職コーディネーター（治療計画と両立支援計画を罹患者、主治医、事業場と情報共有し、障壁を整理して仲介・調整する役割を担う者）の育成を行いつつ、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4分野において、両立支援事例の収集に係る手引きに基づき、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集に取り組んでいる。

また、重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、職場・自宅復帰率は平成26年度95.4%、平成27年度上半期95.9%と目標値を達成しているが、患者満足度は平成26年度83.5%、平成27年度87.9%と平成

26年度は目標値を若干下回っている。総合せき損センターにおいては、職場・自宅復帰率は平成26年度80.2%、平成27年度上半期77.6%と上半期時点では目標値を若干下回っているが、患者満足度は平成26年度87.3%、平成27年度89.7%と目標値を達成している。

地域の中核的医療機関としての役割の推進については、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分の検討・見直しを行い、平成26年度は地域包括ケア病棟を4施設、回復期リハビリテーション病棟を1施設、平成27年度上半期は地域包括ケア病棟を3施設導入している。

地域の医療機関等との連携強化として、紹介率は平成26年度68.4%、平成27年度上半期69.7%、逆紹介率は平成26年度58.0%、平成27年度上半期57.0%を確保し、年度計画を上回っている。

また、電子カルテの積極的な導入に努め、導入率は平成26年度75.0%（24/32施設）、平成27年度上半期78.1%（25/32施設）、400床以上の労災病院では91.7%が導入している。

医療安全の充実に関しては、全労災病院において医療安全チェックシートを用いた取組を継続して行っており、労災病院間で相互チェックを実施している。

患者満足度調査に関しては、平成26年度は入院患者の負担軽減の観点から質問形式の大幅な見直し等により、目標達成には至らなかったものの、平成27年度は目標を達成している。地域医療連携等の向上については、医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、クリニカルパスの作成、見直しを行っている。

治験の推進については、製薬メーカーからの依頼に応えるため体制の強化を図り、治験の受入を推進したことで、年間計画を大きく上回っている。

その他、病院ごとの目標管理の実施に関しては、各労災病院における紹介率、逆紹介率、救急搬送率等の目標値を設定し、病院ごとの実績の評価、検証を行っている。

しかし、臨床評価指標について、手術前の抗菌薬の投与において大阪労災病院が2年に亘って異常に低い数値となっていることから、表現の工夫をお願いするとともに、がん罹患勤労者の治療と就労の手引別冊の活用人数など、政策医療に関連した労災病院ならではの指標化をお願いしたい。

産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進について、平成26年度においては、事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための労働災害防止計画の重点事項をテーマとした専門的研修、事業主セミナーは共に年度計画を上回っているが、産業保健関係者からの相談件数については、未達成となっている。地域窓口における小規模事業場からの相談件数については、年度計画を大幅に上回っているが、小規模事業場等における産業保健活動への支援として、訪問指導及び個別訪問支援については、未達成となっている。研修内容・方式又は相談対応の評価における産業保健活動への効果の把握については、アンケート調査を実施し、研修利用者及び相談利用者共に有益であった旨の評価は年度計画を上回っている。平成27年度上半期においては、各事業とも年度計画達成に向けて取組を行っている。

優秀な人材の確保、育成については、医師確保が特に困難な労災病院に対して労災病院間で医師派遣を行い、地方の労災病院の医師不足の緩和に資しており、優秀な医師の育成として臨床研修医の集合研修を実施し、平成26年度は92.2%、平成27年度上半期は96.8%の理解度を得ている。職場環境改善として、平成26年度に院内保育所2施設を新設（計21施設）したほか、医師短時間勤務制度の積極的活用を指導している。

また、専門看護師・認定看護師等の育成として、看護師が自ら専門・認定看護師にチャレンジしていること、労災看護専門学校において独自の教育カリキュラム等の教育を行い看護師国家試験では全国平均を大幅に上回る合格者を輩出していることは高く評価できる。

なお、労災病院独自の使命を果たすための高度・専門的な医療の内容を検討していく過程において、将来的に不可欠とされる有資格者については、看護師に限らずコメディカルについても戦略的な観点から明確にしていく必要がある。

加えて、労働安全衛生法の改正によりストレスチェックが義務化されており、産業保健の領域における保健指導の重要性が更に増しているため、労災病院としては看護師の資格で十分であると思われるが、産業保健の観点から保健師の採用についても検討されたい。

未払賃金の立替払業務の着実な実施について、平成26年度においては都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会を全国12か所で開催し、平成22年度の研修会開始以来、全都道府県での実施を達成するなどの取組により、請求書の受付日から支払日までの期間は16.2日、平成27年度上半期においては15.8日と目標値を上回っている。また、外部有識者による検討会を開催し、求償業務についても広く助言を得ることにより、累積回収率も上がっている。

納骨堂の運營業務については、平成26年度は産業殉職者合祀慰霊式の当初の予定日は荒天のため中止し、後日、縮小して開催、平成27年度は10月8日に開催している。慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、平成26年度は94.5%、平成27年度上半期は95.3%から慰霊の場としてふさわしいとの評価を得ており、目標値を上回っている。産業殉職者合祀慰霊式については、産業殉職者遺族の所懐等も考慮しており、高く評価したい。

## 2 業務運営の効率化に関する事項について（平成26年度実績）

一般管理費については、給与特例減額措置、産業保健三事業一元化などの特殊要因を除けば、前年度比0.02%減、事業費については、前年度比21.9%減となっているものの、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、平成20年度の運営費交付金割合0.6%を超え、0.9%となっている。

### 3 財務内容の改善に関する事項について（平成 26 年度実績）

経営改善に向けた取組については、医師確保に努め、収入確保・支出削減対策として、経団連から経営監を招聘し、新たな視点から経営改善に関する助言を受ける体制を整備して、経営改善推進会議を毎月 2 回開催している。毎年実施している病院長との施設別病院協議においても、MDC 別患者シェア分析等により地域の医療事情を踏まえ、目指すべき役割や機能について協議しており、また、本部主導による労災病院への経営指導・支援として、経営コンサルティングの導入、高額医療機器に係る共同入札、民間 GPO 参加による医療消耗品等の共同購入、後発医薬品の採用促進などの取組を実施している。

また、平成 26 年度分から個別病院単位の財務関係書類を公表するよう準備を整えている。公表資料については、国立病院機構と同じレベルの情報のほか、各病院の特徴、概要も含んでいる。

本部事務所の移転については、平成 26 年度は 3 か年計画の初年度として着手しており、平成 28 年度に移転予定としている。

一方、繰越欠損金の解消に向け、各施設と労働組合に改正厚生年金保険法の内容等について情報提供及び説明を行い、労使協議において、平成 29 年 4 月に代行部分を国へ返上し新制度へ移行すること、及び新制度の内容について協議していくことを合意、その後、厚生年金基金の代議員会における議決を得たことから、中期目標で示された繰越欠損金の解消達成に道筋をつけることができている。

重要な財産の譲渡等の計画については、新たに処分することとした資産として廃止した労災リハビリテーション作業所に関して、国庫納付できるよう地下埋設物、微量 PCB の調査などの取組を行い、また、未処分となっている資産として九州労災病院移転後跡地に関しては、新たな不動産媒介業者と仲介契約を締結したことにより、4 物件中 3 物件の不動産売買契約の締結に繋げている。

人事に関する計画については、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により、管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の活性化を図っている。

### 4 その他業務運営に関する重要事項について（平成 26 年度実績）

内部統制の確立については、障害者雇用状況の虚偽報告事案が発覚しており、その後、外部の弁護士から構成される第三者委員会による報告書の内容を踏まえ、法令等に基づく報告の決裁、公益通報制度における書面報告制度の導入及び通報者の処分の減免並びに外部通報の受入れ、コンプライアンス推進委員会への外部専門家の出席など、再発防止策を講じるとともに、組織を挙げて障害者の採用に積極的に取り組んだ結果、平成 26 年 11 月には法定雇用率を達成するなど内部統制機能を確立している。

しかしながら、障害者雇用状況の虚偽報告事案については、前例踏襲、組織防衛の観点から発生した機構全体に対する国民の信頼も揺るがしかねないようなテーマであるため、全役職員の意識改革、風土醸成への働きかけによりこのようなことが二度と起こらないことを期待する。

さらに、コンプライアンスについては、障害者雇用以外の分野でも抵触することのないように継続的に取り組んでいただきたい。

情報セキュリティ対策の推進については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、全施設に周知徹底を図っている。

## 5 今後の運営に向けて

今後は、医師の育成・確保が大きな課題となるが、新しい専門医制度については、各科、大学病院との兼ね合いで差もあり、地方の病院への応援医師と専門医制度の関係性もあるが、特に、地方の病院では臨床研修医制度の際には大混乱したことから、今から検討しておく必要がある。

また、これからの労災病院の在り方の一つとして、若手医師の採用を見据えたシンボリックな意味でも、いくつかの労災病院において、J C I（Joint Commission International）にもチャレンジすることについて検討いただきたい。

安衛研との統合においては、労災病院の活動は治療、悪化防止、社会復帰など三次予防になると考えられるが、化学物質対策でも早期発見により未然に防ぐことができることもあるため、一次予防についても取り組むことを期待する。

## おわりに

機構は、平成26年4月からの5年間が第3期中期目標期間であるが、平成28年4月の安衛研との統合により、平成28年度から平成30年度までは、厚生労働大臣より新たな中期目標が示されたところである。これにより新法人は、労働関連の大変広範な業務を付託されることとなるが、平成28年度以降の運営についても、当委員会の評価等を踏まえ、統合効果を最大限に発揮しつつ、働く人々の健康と安全の確保・増進に一層取り組むことを期待する。

平成 27 年度業績評価委員会報告書に  
基づく業務の改善について

平成 28 年 4 月 8 日

独立行政法人労働者健康安全機構

平成 28 年 3 月 31 日に独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）業績評価委員会から御提示いただきました平成 27 年度業績評価委員会報告書の中で御提言のありました事項について、次のとおり業務の改善に反映いたします。

## 1 独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合について

労災病院の活動は治療、悪化防止、社会復帰など三次予防になると考えられるが、化学物質対策でも早期発見により未然に防ぐことができることもあるため、一次予防についても取り組むことを期待したい。

過労死等防止対策推進法が施行されており、予防そのものが非常に大切と考えている。独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）においては、過労死に労災認定された約 4,000 例の調査、その他にもモデル事例を作り、過労死あるいは過労ストレスが発生する状況の調査を行っている。また、労災病院においては、心筋梗塞や脳血管障害について労働との関係性を多方面から調査することを検討している。

産業中毒に関しては、研究所において胆管がんの原因、作業環境などの調査を行い、染料工場で発生した膀胱がんについても調査している。機構においても、所有する病職歴データベースにより膀胱がんと職業との関連性を調査している。また、ベリリウムに関しても、ばく露の原因となる作業環境の調査を行っている。

機構としても、一次予防についても重要なこととして認識しており、勤労者の疾病と職業生活の両立を支援するとともに、勤労者の健康確保に努めてまいりたい。

## 2 労災疾病等に係る医学研究について

研究の評価においては、国際的な場で公にすることが求められると考えており、腰痛研究においては海外での高い評価を得ていること及び第 1 期から相当数の英語論文が出されているとのことであるが、英語の論文数を評価の指標に設定することを検討いただきたい。

中期計画において、中期目標期間中に国内外の関連学会において 1 テーマ当たり国外 7 件以上、国内 45 件以上の発表を行うとしていることから、目標達成に向けて研究成果の得られたものから順次発表を行っていく。

機構においては、国内に特化して産業に基づく疾患、労災の認定基準等の診断基準作成しており、また、産業保健に関しては国内に適応し得るガイドラインにより啓発活動を行っている。

機構に課されたミッションを遂行するため、最も効率的な方法を検討して、必要に応じて英語論文としても発表を行ってまいりたい。

### 3 臨床評価指標について

がん罹患勤労者の治療と就労の手引別冊の活用人数など、政策医療に関連した労災病院ならではの指標化をお願いしたい。

医療の質の評価等に関する検討委員会において作成した臨床評価指標により、機構が提供する医療をさらに良質なものとし、客観的に医療の質の評価を行っている。

この臨床評価指標を用い、医療の質を可視化して医療現場でPDCAサイクルを回すことにより、労災病院間において良質でばらつきの少ない医療を提供できる体制づくりを目指している。

また、同じ測定方法を用いた各労災病院の年度ごとの比較であることから、改善状況について、時系列で評価している。

なお、労災病院の特性を出せるような政策医療に関連したものの指標化については、医療の質の評価等に関する検討委員会において、①労災病院特有のものとして加えるべき項目、②既存の指標の見直し、③労災病院特有のもの以外で新たに加える項目、④その他の意見と4つの項目について検討を開始しており、平成28年度中に総合的に結論を出すこととしている。

### 4 保健師の採用について

労働安全衛生法の改正によりストレスチェックが義務化されており、産業保健の領域における保健指導の重要性が更に増しているため、労災病院としては看護師の資格で十分であると思われるが、産業保健の観点から保健師の採用についても検討されたい。

労災病院の診療事業としては、現時点では保健師の採用はしていないが、両立支援、産業保健活動の事業として採用の余地があれば、施設と調整しつつ、必要に応じて保健師の採用について検討する。

### 5 内部統制の確立について

障害者雇用状況の虚偽報告事案については、全役職員の意識改革、風土醸成への働きかけによりこのようなことが二度と起こらないことを期待する。さらに、コンプライアンスについては、障害者雇用以外の分野でも抵触することのないように継続的に取り組んでいただきたい。

障害者雇用の虚偽報告事案を踏まえ、組織的な内部不正の再発防止策として、法令等に基づく報告の決裁、監事室及び内部監査室の体制強化、コンプライアンス推進委員会への外部専門家の出席など、規程等の改正を行ったことに加えて、障害者雇用状況報告書における各施設の報告をグループウェアに公開し、各施設にフィードバックしている。

また、コンプライアンスを強化することを目的として、平成26年度からコンプライアンス強化週間を実施することとし、全施設で研修会等（計77回）を実施したほか、本部においても病院長会議をはじめ各部門長を集めた会議（計9回）及び本部主催研修会（計

6回)において具体的な指示等を行うとともに、同様の事例が発生しないよう各施設に周知・徹底を図り、法令遵守意識の向上に努めている。